

仙台市職員共済組合重複受診者及び頻回受診者訪問指導実施要綱

(平成 29 年 1 月 19 日 職員共済組合事務局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、医療機関への重複受診者及び頻回受診者に対し保健師及び事務担当者（以下「保健師等」という。）が訪問または I C T（情報通信技術）等を活用した保健指導等（以下「訪問指導」という。）を行うことにより、組合員及び被扶養者の健康管理や医療に対する認識を深めさせ、仙台市職員共済組合における短期給付事業の健全運営の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重複受診者とは 3 月連続して、1 月に同一疾病（主病）で受診医療機関が 3 箇所以上受診している者をいう。
- (2) 頻回受診者とは 3 月連続して、1 月に同一医療機関での受診が 1 5 回以上受診している者をいう。
- (3) I C T 等とはインターネット（庁内 L A N 含む）、電話、封書による通信手段をいう。

(実施手順)

第 3 条 保健師等は年 1 回程度レセプト管理・分析システムで作成した任意の期間の頻回・多受診該当者一覧に基づき以下のものを作成する。

- 2 保健師等は重複・頻回受診者の該当者一覧の中より疾病の状況、通院日数等を勘案し、訪問指導が必要と認める者（精神及び行動の障害、新生物及び神経系疾患、慢性腎不全、18 歳未満の子などを除く）を選定し、重複・頻回受診者一覧表兼指導対象者名簿（様式第 1 号）を作成する。
- 3 保健師等は、対象者ごとに指導目標及び指導方法を検討のうえ、重複・頻回受診訪問指導票（様式第 2 号）を作成し、訪問指導を実施する。

(訪問指導の内容)

第 4 条 保健師等は組合員又は被扶養者から病状及び医療機関の利用状況を聴取し、健康保持と疾病の早期回復を目指し、病気及び健康に関する不安等を解消するため、次の各号に掲げる指導を行うものとする。

- (1) 家庭での療養方法に関する指導（機能訓練、栄養指導、口腔指導等）
- (2) 適正な受診方法及び主治医を持つことの必要性についての指導
- (3) 薬についての指導（重複受診・頻回受診による弊害、薬の副作用、売薬との違い）
- (4) 疾病の予防に関する指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認める指導

(連 携)

第5条 保健師等は訪問指導を円滑に行うため、必要に応じて任命権者等との支援連携を図るものとする。

(記録等)

第6条 保健師等は、実施した訪問指導について指導状況を重複・頻回受診訪問指導票に記録し、後日対象者の追跡調査を行い受診状況を検証する。また、必要に応じて再指導を行うことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、訪問指導に関し必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第2号(第3条関係)

重 複 ・ 頻 回 受 診 訪 問 指 導 票

氏 名		性別	男 女	生年月日	年 月 日生	歳
住 所	電話番号 — —					
記 号 番 号				受給者番号		
身 障 手 帳	無 ・ 有(等級)			主な介護者		

家 族 状 況

名 前	続柄	生年月日	職 業	住 居
				1 自宅
				2 借家
				3 アパート
				4 その他 ()
				寝たきりになった原因・時期
				1 脳卒中 2 老衰 3 骨折
				4 その他 ()
				時 期: 年 月 日

疾 病 と 受 診 ・ 治 療 歴

既 往 歴	
現 在 の 病 名	
治 療 状 況 ・ 内 容	
現 在 の 症 状 及 び 障 害	

受診状況

受診年月日	医療機関名	診療年月	受診・治療の内容
訪問指導事由 1 重複受診 2 頻回受診 3 その他()			
(1) 重複・頻回受診の状況について(事由・治療・現在の症状等)			
(2) 指導事項(食事・生活等の記録)			
訪問年月日	問題点及びその他対応策		